

# 事業報告

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

地域社会の健全な発展を目的として、道路及び鉄道トンネル、地下駅・地下街等における移動通信サービスの不感対策を実施するため、移動通信用中継施設を整備、維持管理し、これらの施設を移動通信の業務を行う者の利用に供することにより、移動通信サービスの充実を図ることを通じて、一般市民に対する事故や災害発生時の通信確保などの安心・安全の提供、ビジネスや各種社会活動の活発化・効率化の実現に寄与することを目的として取り組みを行った平成 28 年度の事業報告を行う。

## I 公益目的事業（公 1）

### 1 電波遮へい対策事業

#### (1) 電波遮へい対策施設の整備

平成 28 年度は、表-1 に示すとおり、地下駅等対策 376 施設、高速道路等の道路トンネル対策 92 施設及び新幹線等の鉄道トンネル対策 89 施設等を含め 680 施設を整備する計画であった。平成 28 年度の完了施設数は、中間見直し計画の 680 施設に対して 26 施設減の 654 施設、施設整備費は中間見直し計画 23,649 百万円に対して 2,164 百万円減の 21,485 百万円となった。

なお、中間見直し計画に対する主な差分は、東京地下鉄品質改善工程における施工遅延などによるものである。

また、国が携帯電話事業者に新たに 3.5GHz 帯の周波数の割当てを行い、現在導入が進められている第 4 世代移動通信システム（4G）<sup>(注1)</sup>について、特に通信量が多く通信確保の必要性が高い都市部における本協会の既存電波遮へい対策施設への導入に向けた検討を進めた。

注 1 : 3,480MHz を超え 3,600MHz 以下の周波数（3.5GHz 帯）を使用し、光ファイバ並みの高速通信が実現される次

世代の移動通信システム

表-1 平成 28 年度電波遮へい対策施設数

	当初計画 (参考)	中間見直し 計画		平成28年度完了施設数						差分 B - A
		計(A)	新規対策	品質改善	MIMO化	事業者設備追加	その他	計(B)		
地下駅等	430	341	11	100	114	49	12	236	-55	
地下街	33	32	2	10	6	9	8	35	3	
地下駐車場	2	3	0	2	0	1	0	3	0	
地下駅等 小計	465	376	13	112	120	59	20	324	-52	
道路トンネル	82	92	59	7	0	51	7	124	32	
鉄道トンネル	102	89	30	1	0	58	3	92	3	
地下鉄等駅間	156	123	34	76	0	0	4	114	-9	
総計	805	680	136	196	120	168	34	654	-26	

主な取組みは以下のとおり

#### ① 地下駅等・地下街・地下駐車場対策

既対策施設の需要増に対応するため、新たな周波数を追加した新装置（以下、「新光伝送中継装置」という。）への更改など品質改善、MIMO 化<sup>(注2)</sup>など計 376 施設を整備する計画であった。

地下駅等対策の完了施設数は、東京地下鉄品質改善工程における施工遅延などにより中間見直し計画 376 施設に対し 324 施設、施設整備費は中間見直し計画 8,186 百万円に対して 7,036 百万円となった。

主な取り組みとして東京地下鉄他において、新光伝送中継装置への更改など品質改善 112 施設、MIMO 化<sup>(注2)</sup> 120 施設等を完成した。

注 2 : Multiple-Input and Multiple-Output、無線通信において送信機と受信機の双方で複数のアンテナを使い通信品質を向上させるスマートアンテナ技術の一つ

## ② 道路トンネル対策

高速道路及び直轄国道の 500m 以上のトンネルを交通量・ニーズ等を勘案し対策を進めているが、道路トンネル対策の完了施設数は、中間見直し計画 92 施設に対し 124 施設、施設整備費は中間見直し計画 1,936 百万円に対して 1,968 百万円となった。

主な取り組みとして、東北中央自動車道、京都縦貫自動車道路を含む新規対策 59 施設などの工程を実施した。

## ③ 鉄道トンネル対策

社会生活に不可欠な大量輸送・長距離路線である基幹路線の新幹線のトンネル対策として、東北新幹線、上越新幹線、北陸新幹線、山陽新幹線の各路線における新規対策、東北新幹線等の品質改善、事業者設備追加などを中心に実施した。

鉄道トンネル対策の完了施設数は中間見直し計画 89 施設に対し 92 施設、施設整備費は中間見直し計画 8,927 百万円に対して 8,398 百万円となった。

平成 28 年度をもって、山陽新幹線の全区間（新大阪～博多間）の対策が完了した。

## ④ 地下鉄等駅間対策

地下鉄等駅間対策の完了施設数は中間見直し計画 123 施設に対し 114 施設、施設整備費は中間見直し計画 4,600 百万円に対して 4,083 百万円となった。

主な取り組みとして、JR 京葉線東京～潮見間、神戸市営地下鉄西神・山手線等、新規対策 34 施設を完成した。

### (2) 電波遮へい対策施設における設備撤去

新光伝送中継装置への更改、MIMO 化等に伴う既存中継設備の撤去を行った。設備撤去数は、既存中継設備撤去の翌年度繰り延べ等により、中間見直し計画 227 施設に対し 203 施設、撤去費用は中間見直し計画 1,156 百万円に対して 619 百万円となった。

### (3) 電波遮へい対策施設の維持管理

平成 28 年度は、電波遮へい対策施設の中継設備の管理費支出として、中間見直し計画 14,765 百万円に対して 12,738 百万円となった。

主な取組みは以下のとおり

#### ① 対策施設の維持管理

地下駅等対策設備、地下鉄等駅間対策設備、高速道路・国道等の道路トンネル対策設備及び新幹線等の鉄道トンネル対策設備など、電波遮へい対策施設の定期点検を計画的に行うと共に、点検結果による修繕及び故障発生に伴う復旧対応を実施した。

平成 28 年度に完成する対策設備を含め中継設備の保守・修繕費支出として、中間見直し計画 2,262 百万円としたが、施設管理者との協議により維持管理点検未実施及

び一部施策について、次年度に持ち越すため 653 百万円減の 1,609 百万円となった。

また、新光伝送中継装置及び MIMO 化の導入遅延等により光ケーブル使用料及び施設賃借料が減額、設備撤去等により行政財産使用料が減額となり、中間見直し計画 8,429 百万円に対して 1,258 百万円減の 7,171 百万円となった。

#### ② 支障移転

横浜地下街及び池袋地下街、丸の内地下通路等のリニューアルに伴う中継設備の大規模な移転や地下鉄補強工事等に伴うケーブル移設、中継設備の移転等を実施したことにより、支障移転は中間見直し計画 410 百万円に対して 5 百万円増の 415 百万円となった。

#### ③ 予備機購入

中継設備の故障発生時の復旧時間短縮を図るため、光伝送中継装置、整流器（ユニット）等の予備機の購入費として中間見直し計画 94 百万円としたが、光伝送中継装置の部品枯渇のため、予備機製造より修理用としての部品確保を優先したことにより、計画数以下の購入となり、39 百万円減の 55 百万円となった。

#### ④ 設備更改

地下駅及び地下街等に設置した中継設備用の電源設備、空調機等、設備の経年劣化による不適応化等の対応のための更改を見込み、設備更改費として中間見直し計画 65 百万円としたが、空調機更改については新光伝送中継装置の工事と同時に実施する施設があるため、10 百万円減の 55 百万円となった。

### 2 無線システム普及支援事業

事業を開始した平成 17 年度から平成 22 年度までに整備を行い、平成 28 年度期首時点において回線提供を行っている 376 回線の維持・管理を行った。平成 28 年度は、平成 18 年度に開通した 112 回線の国庫補助対象期間が平成 29 年 3 月までに満了となったことから固定回線事業者等との調整をはじめ事業満了に関する事務手続きを実施した。なお、平成 28 年度末現在の回線提供数は 264 回線となった。

伝送路整備事業費支出は、中間見直し計画の通り 804 百万円となった。

### 3 移動通信用鉄塔施設事業

過疎地等における情報格差の是正を目的として設立された公益法人から移動通信サービスの利用に必要な中継設備について平成 24 年度までに受入れが完了した 27 施設の維持管理を行っている。平成 28 年度は、設備点検・固定資産調査の他、雨水対策等の軽微な設備保守を実施し、予定していた熊本地震の影響による局舎の補修は、工事会社が復興工事に伴い稼動が取れず、翌年度へ見送ることとなった。

中継設備管理費支出として中間見直し計画 24 百万円に対し、4 百万円減の 20 百万円となった。

## II 法人の管理運営

### 1 法人の運営について

法令、定款及び規程類等に則り、公益社団法人の運営を適切に行うと共に、公益目的事業を円滑かつ効率的に実施して行くことを念頭に取組みを行っている。

主に西日本地区の地下鉄等駅間対策における中継設備の構築、維持管理等を行っていた西日本事務局（大阪市）について、工事の業務集中等が解消されたこと等から、事務局に業務を統合した。なお、出先機関である大阪市の事務所については閉所している。

公益社団法人移行3期目の平成27年度事業報告・決算については、法令及び定款の規定に基づき第4回定期総会（H28.6.16開催）に報告を行った後、理事会の決議を経て行政庁へ平成27年度の事業報告書等に係る定期提出書類を6月末に提出した。また、6月16日に理事2名の辞任に伴い、新たに理事が選任されると共に代表理事の選定が行われ代表理事が交代している。代表理事の交代に伴う各種行政手続及び施設管理者等に対する名義変更等の対応は上期に完了した。

事務局の運営については、協会保有の対策施設情報と中継設備等に関する各種情報を系統的に整理し、各種業務にて活用できる基盤構築の検討他、事務局運営の効率化に向けた取組みを行った。

事務局運営経費などの法人会計については、協会内業務のシステム構築費及びシステム維持管理業務委託費など、管理費支出の事業活動支出として1,148百万円、固定資産取得支出等の投資活動支出として162百万円の合計1,311百万円であった。

### III 法人の業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況の概要

#### ○ 業務の適正を確保するための体制の整備についての決議

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第90条第5項の規定により、一般社団・財団法人法第90条第4項第5号及び一般社団・財団法人法施行規則第14条に規定する、理事会設置一般社団法人の業務の適正を確保するための体制として、法令の改正（H27.5.1施行）に伴い、内部統制システム整備に関する体制について一部見直しを行い、「内部統制システムの整備に関する基本方針として」第10回理事会にて以下の内容の決議（H27.6.2開催）を行っている。

#### 内部統制システムの整備に関する基本方針

- 1 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス体制の基礎として、職員倫理規程、公益通報者保護規程等の規程を定め、職員相互間の適切な監督体制を創設する。
  - (2) 理事が他の理事の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監事に報告すると共に、遅滞なく理事会において報告する。
  - (3) 監事を窓口とする内部通報制度（監事ホットライン）の利用を促進し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努める。
  - (4) 職員の法令・定款違反行為については、就業規則に従い処分を決定する。
  - (5) 監事は、監事監査規程に基づき、理事会及びその他の重要な会議、業務執行状況の調査などを通じ、理事の職務執行の監査を行う。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 理事は、社員総会、理事会その他重要な会議の議事録を、法令・定款及び関係規程に従い作成し、適切に保存・管理する。
  - (2) 代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）は、法令・定款に従い自己の職務の執行状況を理事会に報告する。
  - (3) 理事は、事務処理規則に従い、法人の事業運営及び業務執行に関わる重要な情報、決定事項、規則・規程等を適切に保存し、管理する。
  - (4) 理事及び監事は、必要に応じいつでもこれらの情報を閲覧又は謄写することができる。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
  - (2) 役職員はリスク管理規程に基づき、リスクに関する措置を行うと共に、業務執行会議にリスク管理に関する重要な事項を報告し、業務執行会議は法人のリスク管理の実施について監督する。
  - (3) 不測の事態が発生した場合、又はその発生が予測される場合には、代表理事（会長）を室長とする緊急事態対策室を設置し、損失の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定期理事会を毎事業年度2回開催するほか、必要に応じて臨時理事会を開催する。

- (2) 本法人の事業運営に関する重要な事項については、理事会において審議し、その審議を経て執行の決定を行う。
- (3) 理事会の決定に基づく業務執行については、事務処理規則、責任規程等において、それぞれの責任者及びその権限、執行手続について定める。
- (4) 理事は、事業計画及び予算について、必要な資源の配分の決定又は見直しを行い、効率的な運営を確保すると共に、予算の進捗状況については、業務執行会議で確認し、理事会に報告する。

## 5 監事の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の理事からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、本協会は事務処理規則に基づき本法人の使用人から、監事スタッフ（監事補助者）を任命するものとする。
- (2) 当該使用人は、職務執行にあたり監事の指揮命令を受け、理事の指揮命令は受けない。
- (3) 当該使用人の人事考課、異動及び処分については、事務処理規則に基づき監事の同意を得た上で決定し、理事からの独立性を確保する。
- (4) 監事スタッフ（監事補助者）は、業務の執行に関する役職を兼務しないこととする。

## 6 理事及び使用人が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 理事及び使用人は本法人の業務又は事業に影響を与える重要な事項について監事にその都度報告する。前記にかかわらず、監事は、いつでも必要に応じて、理事及び使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 監事が報告を求めたときは、理事及び使用人は、迅速かつ的確に対応するものとする。
- (3) 理事は、内部通報制度（監事ホットライン）規程を定め、監事への報告者について不利な取扱いを受けることのないようにすること、またその適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監事への適切な報告体制を確保する。

## 7 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 理事の職務執行を監査するために必要な監査費用については、理事は監事と協議の上、予算に計上する。
- (2) 理事は、監事から本法人の業務に関する監査費用の前払または償還の請求があったときは、原則としてこれを拒むことが出来ない。
- (3) 監事は法人に対し善管注意義務を負うことから、監査費用の支出については、効率性及び適正性に基づき行う。

## 8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、理事会その他重要な会議に出席するほか、必要に応じて、決裁文書その他業務執行上の重要な書類を閲覧し、理事及び使用人に説明を求めることができる。
- (2) 監査を実効的に行うために、代表理事（会長）、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換を行う。
- (3) 監事は、必要に応じ自らの判断により、弁護士、公認会計士、税理士など外部の専門家を活用することができる。

## ○ 当該事業年度における当該体制の運用の概要

上記の「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムの適切な運用に努めており、当該年度における当該体制の運用の概要は以下のとおり。

- ① 業務の執行を行う理事及び事務局職員に対し、公益社団法人の役職員として、職務の遂行にあたり、法令、定款及び規程類に適合した法人運営を行うため、外部の有識者を招いた研修他、法人の運営に関する法令研修を実施した。
- ② 理事会を4回開催し、本協会の業務執行の決定をはじめ、法令、定款及び規程類に規定されている事項の決議を行うと共に、代表理事（会長）及び業務執行理事（専務理事）から3回職務執行状況の報告を受け、理事相互間の意思疎通を図り相互に業務執行の監督を実施した。
- ③ 理事会で決議を受けた当該年度の事業計画及び予算等、本協会の業務執行の決定事項について、業務執行会議を12回開催し、事業計画等の執行の進捗状況の確認を行い、理事会に執行状況を報告し事業計画の中間見直し等を実施した。
- ④ 業務の執行を行う理事及び事務局職員に対し情報管理セキュリティ研修を実施した。
- ⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するため、代表理事（会長）及び会計監査人とそれぞれとの間で意見交換を実施すると共に、監事からの要請に基づき、監事スタッフ（監事補助者）を配置している。また、監事は重要な意思決定の過程や業務執行状況を把握するため、すべての理事会及び業務執行会議に出席し理事の効率的な職務の執行の監査を実施した。
- ⑥ 損失の危険の管理に関し、リスク管理規程に基づき具体的リスクの回避、軽減等に向けて、予見の洗い出し・検討を実施した。なお、平成28年度より『リスク管理票』ベースでの重要リスク管理を開始した。
- ⑦ 理事・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、法人における法令・定款違反行為または職員倫理規程の違反行為またはそのおそれのある事実の早期発見に努めるため、理事及び事務局職員に対し内部通報制度に基づく監事ホットラインの利用方法の周知を行うと共に、公益通報者保護制度に基づき職員等へ相談窓口の利用周知を行っている。

以上